

電子配信対応に伴う著作権の確認について

平成 31 年 4 月 1 日
筋ジストロフィー医療研究会事務局

近年の学会・研究会を取り巻く環境では、電子化、ネットワーク化が急速に進展しつつあります。このような状況に対し、当研究会としましても、研究会誌に掲載された抄録、論文等をインターネットにより配信し、研究会関係者以外の方々も利用できる取り組みをしたいと考えております。しかしながら、この電子配信を行うためには、著作権等の帰属に関し明文化されること等の整備が求められました。

筋ジストロフィー医療研究第 5 号の作成に当たっては、抄録募集ホームページに抄録の著作権は当研究会に帰属することを銘記しております。また、筋ジストロフィー医療研究第(0 号)、1~4 号に掲載された抄録、論文等の著作権につきましては、平成 30 年 10 月 26 日に石川県文教会館において開催されました筋ジストロフィー医療研究会世話人会にて、当研究会に帰属するものとし、異議ある場合は、研究会事務局で対応することといたしました。

下記の取り扱いについて異議あるいは質問などありましたら、平成 31 年 6 月 30 日までに当研究会事務局まで連絡下さいますようお願いいたします。

記

筋ジストロフィー医療研究第(0 号)、1~4 号に掲載された抄録、論文等の取り扱い

- 1) 抄録、論文等の著作権（著作権法二七条 翻訳権、翻案権等、二八条 二次的著作物の利用に関する原作者の権利）は当研究会に帰属させていただきます。
- 2) 当研究会は、当該抄録、論文等の全部または一部を、当研究会ホームページ、当研究会が認めたネットワーク媒体、その他の媒体に於いて任意の言語で掲載、出版（電子出版を含む）できるものとします。

以上

著作権法

（翻訳権、翻案権等）

第二七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）

第二八条 二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するもの同一の種類を専有する。